

この書類を市町村役場の窓口に提出してください

高等学校等就学支援金に係る 課税証明書(補足)の発行について

課税(非課税)証明書で就学支援金の申請をする保護者の方へ

課税(非課税)証明書の発行を受ける際には、この用紙を、お住まいの市区町村の税担当部署に提示してください。

市区町村の税担当部署の方へ

この用紙の提示を受けましたら、課税(非課税)証明書に加えて、裏面の「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)」またはこれに代わる書面を発行していただきますようお願いいたします。

※ 課税(非課税)証明書により、「課税所得額(課税標準額)」及び「調整控除の額」の確認ができる場合は、裏面の様式の発行は不要です。

※ 裏面の様式を発行する場合は、書面の真正性の確保の観点から、原則、公印を押印してください。

万が一、公印の押印が難しい場合は、通常再生紙等ではなく、各市町村で発行されたことが分かる用紙(レターヘッド付き用紙や偽造・改ざん防止処理を施した用紙等に印刷したもの等)を使用してください。

上記の用紙の使用も難しい場合は、少なくとも、市区町村名や担当部局課名の欄に、市区町村名や担当部局課名のゴム印を押印して発行してください。

問合せ先

山梨県立笛吹高等学校 事務室 電話 055-262-2135

(氏名) _____ 殿

高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。）については、下記の通りです。

記

令和 7 年度（令和 6 年分）の所得等

● 課税所得額（課税標準額） _____ 円

※ 課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額（課税標準額）が分かる場合には記載の必要はありません。

（税額控除 内訳）

● 調整控除の額 _____ 円

※市町村民税相当分

日付 令和 年 月 日

市区町村名

担当部局課名

公印